

令和8年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和8年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する手続きについて、必要な事項を定める。

(公募方法)

第2条 プロポーザルは、ホームページ等において広く公募を行う。

(提出書類)

第3条 プロポーザルにおける提出書類は、次の各号による。

- (1) 参加表明書
- (2) 企画提案書
- (3) 見積書
- (4) 会社概要（登記簿謄本の写し、直近1期分の決算報告書等財務状況の分かる資料）

(審査及び選定)

第4条 提案の審査及び選定は、次の各号による。

- 1 (1) 提案の審査及び選定は、令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会は次条に定める評価項目に基づき、提案を審査し、最高得点者を本業務に適した受託候補者として選定する。ただし、応募者が1社の場合は、合計点が満点の6割以上の場合に受託候補者とする。
- (3) 審査は、応募者から提出された書類を基にヒアリングにて行う。
- (4) 審査結果については、応募者全員に通知する。
- (5) この手続に参加した者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合又は京都府、京都市からの委託契約に係る指名停止を受けるとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。

(評価項目)

第5条 提案の評価項目及び配点は、下表のとおりとする。

評価項目	配点
1 趣旨の理解 ・ 京の食文化及び市場の役割や重要性を普及、啓発する施設であるという事業趣旨を理解し、市場及び地域の活性化に寄与するような提案となっているか	20点
2 提案の独自性 ・ 魅力的な提案ができていますか	20点
3 企画・分析能力 ・ あじわい館の現状を分析したうえで、将来を見据えた企画の立案となっているか	15点

4 同種・類似の業務実績、業務の精通度 ・ 類似の業務実績が豊富で、ノウハウの蓄積があるか ・ 京の食文化に精通し、その普及啓発を行える能力や中央卸売市場に関する知識と理解を有しているか 等	10点
5 事業遂行のための体制、配慮した事項 ・ 業務の実施に必要な人員及び体制が整っているか (5点) ・ PDCAサイクルに基づき、事業をより効果的に実施できる体制となっているか (10点) ・ あじわい館の運営に協力いただいている団体や料理教室の講師等とのネットワークがあり、円滑な調整・事業運営を行える能力を有しているか (10点)	25点
6 受託価格 ・ 受託希望金額が他の提案に比べて節減されたものとなっているか ・ 見積金額は提案内容の実施に適切な設定であるか	10点
合 計	100点

(評価方法)

第6条 審査委員会委員は、前条第1項に定める各評価項目について以下の評価内容に応じた評価を行い、審査表(第1号様式)で採点を行う。また、評価点は各項目の配点に評価に応じた評価係数を乗じたものとする。

評価内容	評価	評価係数
優秀である。：高度の能力を有している。	A	1.0
満足できる。：十分な能力を有している。	B	0.8
平均的である。	C	0.6
物足りなさを感じる。：能力が乏しい。	D	0.4
満足できない：業務を委託することに不安がある。	E	0.2
不十分である。：業務委託することに著しい不安がある	F	0

なお、「6 受託価格」については、以下のとおりとする。

25,200千円未満	A	25,200千円以上26,775千円未満	B
26,775千円以上28,350千円未満	C	28,350千円以上29,925千円未満	D
29,925千円以上31,495千円未満	E	31,495千円	F

(受託候補者の決定及び通知)

第7条 審査委員会は、受託候補者に選定された事業者に対して選定結果通知書(第2号様式)により通知し、受託候補者に選定されなかった事業者に対して選定結果通知書(第3号様式)により通知する。

(審査委員会の公開)

第8条 審査委員会は、非公開とする。ただし、審査委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(事務局)

第9条 審査委員会の実施事務局は、京の食文化ミュージアム・あじわい館運営委員会事務局(京都市中央卸売市場第一市場内)に置く。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月27日から施行する。
- 2 この要綱は、受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。

第1号様式（第6条関係）

令和8年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務受託候補者採点表

採点者氏名_____

【候補者名】 ○○○○

評価項目	配点	評価 (A~F)
1 趣旨の理解 ・ 京の食文化及び市場の役割や重要性を普及、啓発する施設であるという事業趣旨を理解し、市場及び地域の活性化に寄与するような提案となっているか	20点	
2 提案の独自性 ・ 魅力的な提案ができているか	20点	
3 企画・分析能力 ・ あじわい館の現状を分析したうえで、将来を見据えた企画の立案となっているか	15点	
4 同種・類似の業務実績、業務の精通度 ・ 類似の業務実績が豊富で、ノウハウの蓄積があるか ・ 京の食文化に精通し、その普及啓発を行える能力や中央卸売市場に関する知識と理解を有しているか 等	10点	
5 事業遂行のための体制、配慮した事項 ・ 業務の実施に必要な人員及び体制が整っているか（5点） ・ PDCAサイクルに基づき、事業をより効果的に実施できる体制となっているか（10点） ・ あじわい館の運営に協力いただいている団体や料理教室の講師等とのネットワークがあり、円滑な調整・事業運営を行える能力を有しているか（10点）	25点	
6 受託価格 ・ 受託希望金額が他の提案に比べて節減されたものとなっているか ・ 見積金額は提案内容の実施に適切な設定であるか	10点	
合 計	100点	

(参考)

評価内容	評価	評価係数
優秀である。：高度の能力を有している。	A	1.0
満足できる。：十分な能力を有している。	B	0.8
平均的である。	C	0.6
物足りなさを感じる。：能力が乏しい。	D	0.4
満足できない：業務を委託することに不安がある。	E	0.2
不十分である。：業務委託することに著しい不安がある	F	0

なお、「6 受託価格」については、以下のとおりとする。

25,200 千円未満	A	25,200 千円以上 26,775 千円未満	B
26,775 千円以上 28,350 千円未満	C	28,350 千円以上 29,925 千円未満	D
29,925 千円以上 31,495 千円未満	E	31,495 千円	F

令和8年 月 日

様

令和8年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」
運営委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会

選定結果通知書

令和8年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務に係る公募型プロポーザル参加事業者から提出された提案書をもとに厳正に審査した結果、貴社を受託候補者として選定しましたので通知いたします。

なお、御不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡くださいますようお願いいたします。

記

(問い合わせ先)

- 1 名称 京都市中央卸売市場第一市場
- 2 所在 〒600-8847 京都市下京区朱雀分木町80番地
- 3 電話 075-312-6564
- 4 E-mail dailsijogyomu@city.kyoto.lg.jp
- 5 担当者 松本、清水

令和8年 月 日

様

令和8年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」
運営委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会

選定結果通知書

令和8年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務に係る公募型プロポーザル参加事業者から提出された提案書をもとに厳正に審査した結果、貴社につきましては受託候補者として選定されませんでしたので通知いたします。

今回のプロポーザルへ参加をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

また、受託候補者と選定された者は、下記のとおりですので、お知らせいたします。

なお、御不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡くださいますようお願いいたします。

記

- 1 令和8年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務の受託候補者に決定された事業者

〇〇〇〇〇

- 2 問い合わせ先

- (1) 名称 京都市中央卸売市場第一市場
- (2) 所在 〒600-8847 京都市下京区朱雀分木町80番地
- (3) 電話 075-312-6564
- (4) E-mail dailsijogyomu@city.kyoto.lg.jp
- (5) 担当者 松本、清水